

◆ショートステイ浩養園(短期入所生活介護) 1日あたりの料金表【概算】

第4段階ご利用料金 (円) (所得区分)住民税課税世帯の方(減額なし)

所得段階 4段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*6	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	869	2,660	1,650	260	5,439
要介護2	947				5,517
要介護3	1,034				5,604
要介護4	1,116				5,686
要介護5	1,196				5,766

第3段階②ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*6	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	869	1,964	1,505	260	4,598
要介護2	947				4,676
要介護3	1,034				4,763
要介護4	1,116				4,845
要介護5	1,196				4,925

第3段階①ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*6	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	869	1,964	1,205	260	4,298
要介護2	947				4,376
要介護3	1,034				4,463
要介護4	1,116				4,545
要介護5	1,196				4,625

第2段階ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*6	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	869	1,474	805	260	3,408
要介護2	947				3,486
要介護3	1,034				3,573
要介護4	1,116				3,655
要介護5	1,196				3,735

第1段階ご利用料金 (円) (所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】*6	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	858	1,474	505	260	3,097
要介護2	936				3,175
要介護3	1,021				3,260
要介護4	1,102				3,341
要介護5	1,181				3,420

\*1. 上記の【A】については、短期入所サービス費(要介護1~5)、サービス提供体制加算Ⅱ、機能訓練加算、夜勤職員配置加算Ⅱ、介護職員等処遇改善加算Ⅱの項目で試算しております。

\*2. 上記、居住費は、500円/日(トイレ個室)を含んだ金額となっております。  
(第4段階の居住費には500円/日(トイレ個室)が含まれております)

\*3. 本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。  
負担割合(2割)及び(3割)の方の場合、居住費【B】、食費【C】および個別サービス料金【D】分を除いた、利用料【A】がおおよそ2倍及び3倍となります。

\*4. 単位数計算(1単位=10.17円)により多少の端数分誤差が生じる場合があります。本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。

\*5. 上記以外の加算が追加される場合があります。

\*6. 個別サービス料金【D】(介護保険給付外)については、日用品費、教養娯楽費が含まれた金額にて試算しております。介護保険給付外サービス等には、別途料金が発生いたします。